

# 鳥栖市人権教育・啓発に関する基本方針（改訂） （概 要 版）

## 基本方針の基本理念

### 基本方針の基本理念

#### ●基本理念—共生社会の実現

性別や国籍、世代などさまざまな違いを越えて、すべての人の人権が尊重され、共に支え合い、共に生きることのできる「共生社会」の実現をめざすことを基本理念とします。

#### ●目標—人権文化の確立

人権という普遍的文化を市民生活の中に定着させ、発展させていくことを目標としています。

#### ●基本姿勢—生涯を通じた人権教育・啓発

市民が人権問題を身近な生涯学習の課題のひとつとして主体的に学び、人権尊重のための取り組みを日常生活の中で生かしていけるよう効果的な人権教育・啓発活動を継続的に推進することとします。

### 基本方針の性格

この基本方針は、国および県の趣旨を踏まえ、「鳥栖スタイル 2020（第 6 次鳥栖市総合計画）」との整合を図りながら本市が今後実施すべき人権教育・啓発についての方向性を明らかにするものです。

また、この基本方針は、人権が尊重される社会づくりの担い手は市民であるとの認識のもとに、行政、関係機関、事業者、団体、市民などがそれぞれの役割を踏まえた上で連携、協働しながら人権教育・啓発を推進するものです。

# 人権教育・啓発の推進

## あらゆる場における人権教育・啓発の推進

あらゆる場や機会を捉えて、さまざまな人権教育・啓発を行います。

### ●就学前教育機関

- \*子どもの健やかな育ちを支える
- \*子育て家庭を地域で支える
- \*幼児教育に関する職員などの研修充実

### ●学校教育

- \*教育活動全体を通じた人権教育の推進
- \*教職員の研修の充実
- \*学校、家庭、地域社会の連携 など

### ●社会教育

- \*指導体制の拡充
- \*社会教育関係団体における人権教育・啓発の推進
- \*市民意識調査の実施

### ●一般社会

- \*市民への啓発の推進
- \*相談・支援体制の充実

### ●企業（事業所）等

- \*研修の充実と情報の提供
- \*企業等への啓発の推進

## 特定の職業に従事する者に対する人権教育の推進

人権の擁護に深い関わりを持つ職業の従事者に対し研修等、人権教育・啓発の充実を図ります。

- 市職員等
- 教職員等
- 社会教育関係者
- 福祉関係者
- 医療・保健関係者

## 効果的な人権教育・啓発の推進

人権尊重の意識が広く市民に定着し、発展していくために、地域において人権教育・啓発を担う指導者の育成や教材の作成、啓発・学習プログラムの作成等を行い、関係機関との連携、相談、支援体制の充実を図ります。

## 課題別施策の推進

### 同和問題

同和問題は、我が国固有の人権問題であり、その早期解決を図ることは国民的課題です。私たち一人ひとりが正しく理解し、自分自身の問題として考え、向き合い、解決に向け努力することが必要です。平成 8 年（1996 年）5 月の「地域改善対策協議会の意見具申」を尊重するとともに、平成 28 年 12 月に施行された「部落差別解消推進法」の趣旨に基づき、同和教育・啓発活動の着実な推進を図っていきます。

- ◆学校教育における推進
- ◆社会教育における推進
- ◆啓発活動の推進
- ◆同和教育集会所の事業推進

### 女性に関する問題

「第 2 次鳥栖市男女共同参画行動計画（後期計画）」の基本目標を踏まえ、男女がお互いの人権を尊重し、真の男女平等意識の定着を図り、男女共同参画社会を形成するための取り組みを積極的に推進します。

- ◆男女共同参画の意識の形成
- ◆男女がともに支える社会づくりのための環境の整備
- ◆男女が自立し安心して暮らせるまちづくり

### 子どもに関する問題

市民一人ひとりが豊かな人間関係の中で暮らせる社会の構築をめざして、人権尊重の精神を定着させ、児童、生徒の健全育成のための諸施策とともに、子どもの人権尊重および擁護に向けた取り組みを推進します。児童福祉並びに子どもの権利に関する理念の普及を図るために啓発を積極的に行うとともに、子どもが成長していく社会環境の点検や改善、あるいは学習機会の提供などを積極的に推進します。

- ◆啓発活動の推進
- ◆子どもの権利に関する理念の教育・啓発
- ◆子育て支援の充実
- ◆相談体制の充実
- ◆児童虐待防止への取り組み
- ◆いじめ問題への取り組み
- ◆健全育成に向けての取り組みおよび健康被害、性的被害の防止

## ◆子どもの貧困対策

## 高齢者に関する問題

市民一人ひとりが高齢化に伴う問題に対する理解を深め、全ての高齢者がそれぞれの住み慣れた地域において、自分らしく安心して暮らしていけるまちづくりに向けた取り組みを推進します。

## ◆市民意識の高揚 ◆学校における社会福祉の推進

## ◆地域参加と健康づくりの推進 ◆在宅医療・介護連携の推進

## ◆住み慣れた地域での生活継続と自立支援の推進

## 障害者に関する問題

平成 28 年に施行された「障害者差別解消法」等の趣旨に基づき、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して暮らしていけるように、ノーマライゼーション、リハビリテーションの理念の実現を目標とし、障がいのある人もない人も、みんなが互いに支えあい、社会参加できるまちづくりをめざします。

## ◆自立支援の充実 ◆地域生活への支援体制の充実

## ◆社会参加・就労支援

## 外国人に関する問題

日本人や外国人の区別なく、誰もが同じ地域の生活者として、お互いの文化的な背景や習慣の違いを理解しながら、尊重しあい、暮らしやすいまちづくりを進めていくための取り組みを推進します。また、平成 28 年に施行された「ヘイトスピーチ解消法」に基づき、不当な差別的言動の解消に向けた取り組みを推進します。

## ◆国際理解の推進と人材の育成 ◆国際交流活動の推進

## ◆外国人への情報提供及び相談体制の充実

## ◆外国人との地域交流の推進

## 患者等に関する問題

すべての人々の人権が尊重され、住み慣れた地域の中で安心して働き、生活できるよう、市民に対して、感染症やその予防方法、難病に対する正しい知識の普及を図るとともに、患者やその家族に対し、支援制度等の情報提供を行うなどの教育・啓発活動を推進します。

## ◆啓発活動の推進

## 犯罪被害者に関する問題

誰もが犯罪被害者等になる可能性があるとの認識のもとに、国の「犯罪被害者等基本法」や「佐賀県犯罪被害者等支援条例」における推進計画を踏まえ、「鳥栖市犯罪被害者等支援条例」に基づく推進計画を踏まえた施策を推進します。

## ◆広報活動の推進 ◆相談体制の充実

## 性的指向・性自認等に関する問題

さまざまな性的指向や性自認の人たちが、自分らしく生きていくための権利が尊重される社会づくりのための施策を推進します。

## ◆啓発活動の推進 ◆相談体制の充実

## インターネットによる人権侵害

インターネットによる人権侵害及びトラブルを防ぐためには、利用者一人ひとりが情報の収集・発信における個人の責任や情報モラル（セキュリティを含む。）についての知識及び意識を底上げし、より安全で安心できるICTサービスを楽しむ環境づくりのために取り組みを推進します。

## ◆啓発活動の推進 ◆学校における情報教育の推進

## 人権に関するさまざまな問題

## ◆行政の個人情報保護

平成 28 年（2016 年）1 月に個人情報保護条例に加え、「鳥栖市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」を施行、更に平成 29 年（2017 年）9 月には「鳥栖市特定個人情報の取扱いに関する管理規程」を設け、個人情報の適切な管理、適正かつ円滑な運営に努め、個人情報の保護に取り組んでいます。

## ◆刑を終えて出所した人

犯罪者の構成、犯罪予防思想の普及・啓発及び安心・安全を図るため、更生保護サポートセンターへの支援や保護司会活動等への協力を推進します。

## ◆ホームレス等生活困窮者

国、県、他市町、関係機関などと連携、協力しながら、市民の理解と協力を得て、自立支援などに関する施策の推進を図ります。

#### ◆北朝鮮当局による拉致問題等

「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心に、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題の啓発に努めます。

#### ◆人身取引

「人身取引対策行動計画 2014」を踏まえ、県や関係部署と連携して被害防止に努めるとともに、被害者を認知した場合には、迅速に対応、支援、救済ができる体制の整備を推進します。

#### ◆災害に起因する人権問題

避難所運営において配慮すべき人権問題について、国や県、関係機関と連携した取り組みや、市民がお互いに尊重し、助け合うことの重要性を認識してもらうため、共助についての理解を深める取り組みを推進します。

## 本市における推進体制等

### 推進体制

鳥栖市人権教育・啓発推進本部および幹事会を通じて本基本方針の趣旨や内容の徹底を図ると共に、庁内の各部署における事務事業に存在する人権問題について、相互の理解と認識が深まり効果的な施策となるよう、相互の連携を深めます。

### 国、県、他の市町及び関係団体との連携

国や県、他の市町、各種の啓発団体、社会教育関係団体等と連携・協力を行いながら、より効果的な人権教育・啓発の推進に努めます。

### 基本方針の見直し

推進本部では、本基本方針を推進していく過程において、国内外の社会状況の変化や価値観の変化などによる新たな課題に適切に対応するため、必要に応じた見直しを適宜行うこととします。